

第2章 ラテンアメリカの経済

3

メキシコの農地改革と農業構造

——エヒードとネオ・ラティフンディオを中心に——

いし
石
あきら
井
章

はじめに

出典 『ラテンアメリカの土地制度と農業構造』

I メキシコ農業の二重構造

石井章編 研究双書313 1983年 第1章

II 農地改革と農業政策の歴史的変遷【略】

III エヒードにおける問題【略】

IV ネオ・ラティフンディオ【略】

V ソノラ州におけるネオ・ラティフン
ディオの発展とエヒード【一部略】

おわりに

はじめに

今日のメキシコの農業構造は農地改革を経て形成されたものである。農地改革前のメキシコの土地所有構造は、農地改革を経験していない他の多くのラテンアメリカ諸国の場合と同様、ラティフンディオ latifundio (巨大土地所有)⁽¹⁾とミニフンディオ minifundio (零細農)⁽²⁾の二重構造ないし両極構造と規定してよからう。

農地改革は、大規模な土地の再分配によって土地所有構造の根本的な変革をもたらした。農地改革の初期段階でまず半封建的大土地所有アシエンダ haciendaが解体され、エヒード ejido の土地として農民に分配された。1930年代後半のカルデナス Cárdenas, L. 政権下では、先進農業地域における商品作物栽培プランテーションも農地改革の対象とされ、それを収用した後に「集団エヒード」が導入された。1940年以後、すなわちカルデナス以後の時期においては、農業政策の基本は、一般的にいって土地再分配＝社会的公正の実現よりも、生産の増大におかれるようになったとはいえ、農地改革そのものが凍結されてしまったわけでは決してない。農地改革の原則は、途中いくつかの修正を受けながらも、受け継がれてきているし、40年以後にも土地再分配、エヒードの新設は行われている。

それでは、これだけ大規模な土地の再分配を経た後のメキシコの農業構造はどのようにになっているのであろうか。本稿はまず第I節で、今日のメキシコの農業構造を、農地改革前のそれとは異なる新たな二重構造ととらえ、農場規模別の土地所有状況、農家階層別農業生産、および土地所有形態の各側面からそれを明らかにする。続いて第II節でそのような二重構造を出現させるにいたった背景として、農地改革および農業政策の歴史的変遷を概観し、1940年以後の農業政策が二重構造を深化させる方向にあったことを指摘する。

第III節と第IV節では、今日のメキシコの土地所有・農業経営の代表的な形態であり、かつ農業生産の主たる担い手であるエヒードとネオ・ラティフンディオ neo-latifundio のそれぞれについて、その問題点を考察する。第V節では代表的な先進農業地域であるソノラ Sonora 州の大灌漑地を例に、ネオ・ラティフンディオの形成と発展、およびエヒードの変質の過程を「緑の革命」との関連で考察する。

I メキシコ農業の二重構造

まず1970年の農業センサスに基づいて土地所有状況をみてみよう。第1表は農場を耕地所有規模別にグループに分けて耕地の分布状況を示したものである。それによると耕地所有規模5ヘクタール以下の農場は、農場数全体の67%を占めるが全耕地面積の4.1%を所有するにすぎない。一方100.1ヘクタール以上の耕地を有する農場は、農場数全体の4.3%で全耕地の72.5%を占めることがわかる。

ところで農地改革後のメキシコの農場には、私有地農場の他に、エヒードないし農業コムニダーComunidad agrariaという、私有地とは異なる原理のもとにおかれた農場が含まれる。農業センサスでは一つのエヒードあるいは農業コムニダーを1農場単位として扱っているが、現実には多くの場合エヒード（農業コムニダー）内部で耕地を各成員の分割地に分割して個別に耕作

第1表 農場規模別耕地の分布状況——全農場（1970年）

耕地所有規模	農 場 数		耕 地 面 積	
	(1,000)	(%)	(1,000ha)	(%)
1 ヘクタール以下	281.1	33.2	166.1	0.7
1.1~ 5.0ヘクタール	286.0	33.8	788.4	3.4
5.1~ 10.0ヘクタール	100.0	11.8	767.3	3.3
10.1~ 25.0ヘクタール	80.6	9.5	1,345.3	5.8
25.1~ 50.0ヘクタール	38.3	4.5	1,412.4	6.1
50.1~100.0ヘクタール	25.4	3.0	1,894.9	8.2
100.1~200.0ヘクタール	14.9	1.8	2,175.5	9.4
200.1~400.0ヘクタール	9.9	1.2	2,835.9	12.3
400.1 ヘクタール以上	10.9	1.3	11,752.6	50.8
総 計	847.0	100.0	23,138.4	100.0

（出所） Dirección General de Estadística, *V censos agrícola-ganadero y ejidal 1970: resumen general*, México, 1975, pp. 23-25, Cuadro 4より作成。

している。したがってもしこれらの分割地を1農場単位として扱ったならば、零細な農場の数が著しく増大することが予想される。その意味で第1表は現実の農場別耕地分布状況を十分に表わしているとはいがたい。

そこで次に、私有地農場のみについて農場規模別の耕地の分布状況をみたのが第2表である。これによると、5ヘクタール以下の耕地を有する農場は、私有地農場数全体の68.8%であるが、耕地面積では9.2%を占めるにすぎない。一方で100.1ヘクタール以上の耕地を有する農場は、農場数の2.0%で全耕地の40.5%を占めることがわかる。以上の数値から、農地改革、土地再分配を経た今日のメキシコにおいて、農場の耕地所有規模に著しい不均衡が存在することが明らかである。

灌漑地の分布状況についても同様の傾向がみられる(第3表)。5ヘクタール以下の灌漑地を有する農場(私有地のみ)は、灌漑地を有する農場数の69.7%を占めるが、私有地部門の灌漑地総面積の7.6%を占めるにすぎない。一方100.1ヘクタール以上の灌漑地を有する農場は農場数の2%で灌漑地面積の36.7%を占めている⁽³⁾。

第2表 農場規模別耕地の分布状況——私有地(1970年)

耕地所有規模	農場数		耕地面積	
	(1,000)	(%)	(1,000ha)	(%)
1 ヘクタール以下	281.1	34.1	166.1	1.6
1.1~ 5.0ヘクタール	286.0	34.7	788.2	7.6
5.1~ 10.0ヘクタール	99.9	12.1	766.7	7.4
10.1~ 25.0ヘクタール	80.3	9.7	1,339.7	12.9
25.1~ 50.0ヘクタール	37.5	4.5	1,381.7	13.3
50.1~100.0ヘクタール	23.3	2.8	1,735.5	16.7
100.1~200.0ヘクタール	11.0	1.3	1,591.8	15.3
200.1~400.0ヘクタール	4.2	0.5	1,163.8	11.2
400.1 ヘクタール以上	1.7	0.2	1,452.1	14.0
総 計	824.9	100.0	10,385.6	100.0

(出所) 第1表に同じ, pp. 23-25, Cuadro 4より作成。

第3表 農場規模別灌漑地の分布状況——私有地（1970年）

灌漑地所有規模	農 場 数		灌漑地面積	
	(1,000)	(%)	(1,000ha)	(%)
1 ヘクタール以下	56.8	40.9	31.1	1.7
1.1～ 5.0ヘクタール	40.0	28.8	107.8	5.9
5.1～ 10.0ヘクタール	13.7	9.9	107.8	5.9
10.1～ 25.0ヘクタール	13.6	9.8	231.3	12.7
25.1～ 50.0ヘクタール	7.0	5.0	264.1	14.5
50.1～100.0ヘクタール	5.2	3.7	410.8	22.5
100.1～200.0ヘクタール	1.8	1.3	258.8	14.2
200.1～400.0ヘクタール	0.7	0.5	187.9	10.3
400.1 ヘクタール以上	0.3	0.2	223.2	12.2
総 計	139.0	100.0	1,822.8	100.0

（出所） 第1表に同じ、pp. 27-29, Cuadro 5より作成。

これらの数値はあくまで統計に表われた耕地および灌漑地の分布状況であって、現実の経営耕地（灌漑地）面積の不均衡はいっそうはなはだしいものと想定しなければならない。なぜならば大農場の経営者は1人で複数の農場を経営する場合もまれではないし、また周辺のエヒードの耕地を賃貸りして経営耕地の拡大を図っている例も多いからである。さらに土地再分配の対象から免れるために、実際は1人の者が経営している農場を名義上複数の者に分割するという便法もしばしばとられている。ネオ・ラティンディオneo-latifundioと呼ばれているものの実態はこのようなものである。

以上のように今日のメキシコ農業は、農場の経営耕地、および灌漑地面積という点からみた場合、一方の極に少数の大農があり、他方の極に多数の零細農が存在する、という両極構造が明らかである。エヒードは経営形態からいって共同経営のもの（「集団エヒード」）と個別経営のものとに分けられるが、後者が大多数を占め、それらは実質的に私有地部門の零細農と変わらない。

次にメキシコ農業の二重構造を、農場（農家）別の生産面からみよう。メキ

シコの農業問題研究センターCentro de Investigaciones Agrariasは、60年代後半に農業問題、農業構造に関する包括的な調査研究を行い、その成果を『メキシコの農業構造と農業発展』⁽⁴⁾と題する大冊にまとめた。同書では農場(農家)を年間生産額によって極貧農infra-subsistencia, 零細農sub-familiar, 小農familiar, 中農multifamiliar mediano, 大農multifamiliar grandeの5段階に分類している。

第4表に示されるように、60年において、農場からの収入だけで生活を賄えない極貧農が全農場の約半数を占め、農業生産額の4.2%を生産している。他方の極には全農場の0.5%を占める大農が農業生産額の32.3%を生産している。大農と中農を合わせると全農場数の3.2%で農業生産額の54.3%を生産することになる。生産の面からみたメキシコ農業の両極構造が明らかである。ただしここで留意しなければならないのは、以上の数値は階層別の農場(農家)の生産額を示すものではあるが、各階層に属する農業就業者の生産に対する寄与は必ずしもこれに比例するものではないという点である。大農は国の農業生産額の32%を生産するために多数の雇用労働力に頼っていること、そしてそれら農業労働者の多くは極貧農、零細農の階層に属する者であることを考慮に入れなければならないからである⁽⁵⁾。

第4表 農家階層別農業生産(1960年)

	農場数 (私有地およびエヒード*) (1,000戸)	年間総生産額 (100万ペソ)	農場当たり 平均生産額 (ペソ)
	(%)	(%)	
極貧農家	1,241	609	491
零細農	821	2,467	3,010
小農	307	3,510	11,450
中農	67	3,163	47,100
大農	12	4,647	384,000
総計	2,448	14,396	5,930

* エヒードに関してはエヒダタリオの分割地を1農場単位とみなす。

(出所) S. Reyes Osorio y otros, *Estructura Agraria y Desarrollo Agrícola en México*, p. 1029, Cuadro III-13, p. 1030, Cuadro III-14, およびp. 200より作成。

第5表は農家階層別に、農場の価額、農機具の価額、耕地面積および灌漑地面積の分布状況を示したものである。これらの数値の単位農場当りの階層別平均値を、生産額についての同様の数値とともに指標化したのが第6表である。最上層において農場の価額の指数が耕地面積の指数を大幅に上回っているのは、耕地の集中以上に、その他の生産要素の大農場への集中がいっそなはだしいことを示している。

メキシコ農業の二重構造を問題にする場合に、これまで述べた農場規模別の耕地および灌漑地の分布状況や農家階層別の生産とは次元が異なるが、

第5表 農家階層別資源の分布状況（1960年）

	農場の価額 (100万ペソ)	農機具の価額 (100万ペソ)	耕地面積 (1,000ha)	灌漑地面積 (1,000ha)
	(%)	(%)	(%)	(%)
農業生産なし	1,120	1.3	—	—
極 貧 農	4,748	5.4	57	1.3
零 細 農	12,159	13.8	280	6.5
小 農	19,939	22.6	735	17.1
中 農	17,044	19.3	1,356	31.4
大 農	33,198	37.6	1,887	43.7
総 計	88,208	100.0	4,315	100.0
			23,956	100.0
			3,514	100.0

（出所） 第4表に同じ、p. 1032, Cuadro III-16より作成。

第6表 農家階層別資源と生産（指数*）

	耕 地 面 積	農場の価額	生 产 額	灌 漑 地 面 積	農 機 具
極 貧 農	1	1	1	0	1
零 細 農	4	4	6	6	5
小 農	12	14	25	50	40
中 農	40	50	100	350	400
大 農	80	500	750	2,500	2,000

（出所） 第4表に同じ、p. 206。

* 最下層を1とした場合の数値。ただし灌漑地面積については、零細農に生産額の指数と同じ指数を与え、これを基準に他を算出した。

土地所有形態の二重構造を抜きにしては語れない。すなわち私的・土地所有と共同体的土地所有という、原理的に異なる二つの土地所有形態が共存しているという事実である。

メキシコの農地改革は、エヒードという新たな土地制度⁽⁶⁾を導入したが、同時に私的・土地所有も一定の制限を付したうえで「小土地所有」pequeña propiedadの名のもとに公認した。さらにこの他に共有地tierras comunalesの存在も認めている。これは農地改革以前から共有地を所有してきた村落に対して、その土地に対する権利を国が確認したもので、そのような村落は農業コムニダーと呼ばれる。エヒードと農業コムニダーが「共同体的土地所有」とされるものだが、後者は数も限られているうえ⁽⁷⁾、地域的に偏って存在し、メキシコ農業に占める重要性も比較的少ないので、通常「共同体的土地所有」といった場合にはエヒードを念頭においている。

エヒードは本来國のものである一定の範囲の土地の利用権を國から与えられた農民の地域集団である。その土地は私有地と異なり、売買、譲渡、賃貸借、抵当の対象にならない。エヒードの土地のうち耕地はその成員であるエヒダタリオejidatarioの分割地に分割されて個別に耕作される場合が多いが、その場合個々のエヒダタリオは分割地の用益権を有し、その権利は相続される。分割地も私有地とは異なるから、売買、賃貸借等は認められず、また相続以外のいかなる事由によっても、その土地に対する権利は他人に移譲されない。こうした制限は、エヒードの土地が再び私有地化され大土地所有のもとに集中されるのを防ぐために設けられたものであり、土地所有制度としてのエヒードを特徴づける重要な柱である。エヒードはこのように私的・土地所有とは異なる原理のもとにおかれた土地制度であり、そのかぎりにおいてこれを「共同体的土地所有」と呼ぶのであって、社会組織として、あるいは農業經營、耕作の形態においてエヒードがはたして「共同体的」であるか否かという問題はきり離して考えるべきである。

農業コムニダーについても、耕作地は個々の成員(コムネーロComuneroと呼ばれる)の分割地に分割されて個別に耕作される場合が多いが、コムネーロの

分割地に対する権利はエヒダタリオの分割地に対する権利とまったく同様の制限のもとにおかれる。異なる点は、エヒードの土地は本来国に属する土地であるのに対して、コムニダーの土地は共有地である点である。

1970年の農業センサスに基づいて、私的土地位所有と、エヒードおよび農業コムニダーを合わせた共同体的土地所有がいかなる割合を占めているかを表わしたのが第7表である。

エヒード（農業コムニダー）の土地に関して前述のようなさまざまな制限があるということは、それらの土地に関し市場経済の枠組の外にあることを意味する。一方資本主義経済はメキシコの農業部門に浸透し、エヒードも当然その中に巻き込まれている。エヒード農民は農業生産者として、また生活者としては資本主義経済の枠内で生きている。エヒードをめぐるさまざまな矛盾は結局そこに由来するといってよからう。エヒードの土地をめぐる諸制限にもかかわらず、現実にはそれは守られておらず、建前と現実との間のギャップが増大している。たとえば一部の地域ではエヒードの分割地の賃貸借が行われ、エヒードの土地が実質上大農場経営者の手中に移っていることは公然の事実である。最近ではエヒードの土地に関する制限をある程度緩和し、現実に近づけた法的措置をとるべきだとの論調もみられる。

メキシコ農業の二重構造は、地域格差というかたちでも顕在化しているが、これについては本書【原書】の第5章で扱っているし、また筆者はすでに別のところで述べた⁽⁸⁾のでここでは繰り返さない。

第7表 土地所有形態別土地分布状況（1970年）

	所有地総面積		耕 地 面 積		灌 溼 地 面 積	
	私有地	エヒード および農業 コムニダー	私有地	エヒード および農業 コムニダー	私有地	エヒード および農業 コムニダー
面積(1,000ha)	70,144	69,724	10,386	12,753	1,823	1,760
(%)	50.2	49.8	44.9	55.1	50.9	49.1

（出所） 第1表に同じ、p. 5, Cuadro 1およびp. 11, Cuadro 2より作成。

II 農地改革と農業政策の歴史的変遷【略】

III エヒードにおける問題点【略】

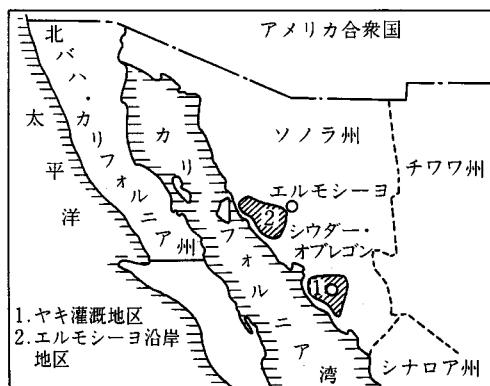
IV ネオ・ラティフンディオ【略】

V ソノラ州におけるネオ・ラティフンディオの発展とエヒード

1. ネオ・ラティフンディオの発展

北西部のソノラSonora州は、両隣のシナロアSinaloa、北バハ・カリフォルニアBaja California Norte両州とともにメキシコ農業の最先進地域を構成し、小麦、綿花をはじめ国の食糧および輸出用農作物の生産の大きな部分を占めている。州の東半分は西マドレ山脈Sierra Madre Occidentalに連なる山地ないし高原であり、農業は州西部のカリフォルニア湾沿いの沿岸平野に限定される。乾燥気候のため灌漑は農業にとって不可欠である。同州の農業は、南部のヤキYaqui河灌漑地区、中部のエルモシーヨHermosillo沿岸地区等いくつかの広大な「灌漑地区」に集中している（第2図）。

第2図 ソノラ州の2大灌漑地区



カリフォルニア湾岸の沿岸平野は、1890年以前は、都市近郊の中小規模の農場とヤキ族の居留地を除いて実質上無住の地であった。1890年にディアス政権によってヤキ河平野地区の開発権を与えられた植民会社*compañía colonizadora*がこの地域に用水路網を建設し、定住農耕を可能にした。それ以後メキシコ革命期の1913年までに、合計1万1000ヘクタールの土地が外国人の手中に入った⁽³⁴⁾。革命の影響がこの地まで及ぶと、外国人所有の土地の大部分はメキシコ人の手に移ったが、その際同州出身で革命に功績のあった将軍やエリートが20年代になって郷里へ戻り土地を取得したケースが目立った。革命のエリートが同州では土地所有エリート階層となり、メキシコ革命の掲げる農地改革とは相反する利害を有する集団を形成した。30年代になると、同州の農業の将来性を買う商人層や都市の中産階級もヤキ河平野地区およびエルモシーヨ沿岸地区に土地を取得していった。

30年代前半において灌漑農地の少数者への集中がみられる。ヤキ地区では、1935年に2万8000ヘクタールの灌漑地が85人の者の手中にあり、残りの1万6000ヘクタールが1単位150ヘクタールないしそれ以下の農場に分割されていた⁽³⁵⁾。カルデナス政権下の1937年に行われた農地改革の結果、同年末までに灌漑地1万7000ヘクタールが、それまで土地をもたなかつた2160名の農民に分配され（1人平均7.9ヘクタール）、新たにエヒードが形成された。なお2万8000ヘクタールの灌漑地が私有地として残ったが、農地改革に際して定められた私有地の上限（灌漑地100ヘクタール）を越えないために細分化や売却が行われた結果、土地私有者数は840名（1人平均33.3ヘクタール）へと增加了。

40年以後、すなわちカルデナス以後の各政権のもとで、大規模な公共投資によるダムおよび用水路の建設がすすみ、灌漑地面積が飛躍的に増大するが、その恩恵を蒙ったのは主として土地私有者であった。それは以下の数値から知ることができる。すなわちソノラ州の可耕地面積に占めるエヒード部門の割合は、1930年の13%から40年には40%へ増大したが、50年には17%に激減している。これはエヒード部門に属する可耕地面積の絶対的減少によるもの

ではなく、40年代に私有地面積が著しく増大したことを示すものに他ならない。

このようにこの地域では、30年代後半の農地改革によって私的大土地所有は制限され、土地が農民に分配されてエヒードが形成されたが、40年以後には可耕地として新たにつけ加えられた土地の大部分が私有地となった。その際、灌漑地100ヘクタールまでという所有制限を名目上守るために家族や親類縁者の名義に分散されているが、実際には一つの農業企業体として運営される大農場が出現した。いわゆるネオ・ラティフンディオである。

この時期にネオ・ラティフンディオが発展するのは、重点的な公共投資による灌漑施設の拡充の他に、融資および価格保証政策によって、ソノラ州の私的大農場経営者が国の農業生産の主要な担い手として育成されたためである。1947年から58年の間に総額9億5000万ペソの連邦予算がソノラ州のダムおよび用水路の建設のために支出された。これはこの時期の連邦予算のうち灌漑施設拡充のために向けられた総額の4分の1に相当する⁽³⁶⁾。

ソノラ州は小麦の生産高では全国一を誇り、70年代に全国の生産高の約4割を占めていた⁽³⁷⁾。しかしメキシコ北西部の小麦生産は歴史的に不利な条件のもとにあった。それは国内の主要な製粉場が大消費地に近い中央部にあり、輸送コストの点から北西部の小麦を中央部へ運ぶよりも米国から輸入する方が安上りであったためである。この状況に変化をもたらしたのは、第1に1949年にソノラの小麦を製粉場のある中央部まで運ぶ輸送費の政府補助が定められたこと、第2に小麦1トン当たり500ペソの保証価格が定められたことである。保証価格はその後の改訂により900ペソにまで上げられ、さらに国策会社CEIMSA (Compañía Exportadora e Importadora Mexicana, S.A.) を通じて国産小麦をすべて固定価格で買い上げることが定められた。

以上の諸政策に刺激されて、ソノラ州の農業生産者は小麦の栽培面積を拡大することにより⁽³⁸⁾、また後には新品種の導入を含む新技術の採用によって小麦の生産増大に力を注ぐようになった⁽³⁹⁾。

私的大農場経営者による栽培地面積の拡大は、同州内でもエルモシヨ沿岸

地区とヤキ河灌漑地区とでは異なった様相を呈した。エルモシーヨ沿岸地区の場合は未利用地に井戸を掘ることにより灌漑地を拡大することが可能であったし、さらに井戸の吸水装置の電化によって収量増加がもたらされた。ヤキ地区においては栽培地の拡大は、未開発地の灌漑地化によってではなく、すでに他人が水利権を有する既存の灌漑地を購入ないし借入することにより行われた。そのためヤキ地区では50年代に土地をめぐる紛争が頻発した。この時期に私的農場経営者は主としてエヒードの土地の賃借りという手段によって経営面積を拡大し、ネオ・ラティフンディオとして発展する。

エヒードの土地とならんでコロノ*colono*の土地も同様に私的農場経営者に篡奪されていった。コロノとは、もともと他の地方（主に中央部）出身の農民で、40年代の終りにヤキ地区に来てエヒードの土地を申請したが、ときのアレマン Alemán, M. 政権のもとでエヒードの新設が認められず、その代り集団で未開発地への入植を認められた者である。コロノは1人平均20ヘクタールの土地を、1ヘクタール当たり100ペソ（10年間の分割払い）で払い下げられた。コロノはグループをつくって国立農業信用銀行Banco Nacional de Crédito Agrícolaから融資を受け、未開拓地を開墾して井戸による灌漑を行い、農耕を開始したが、経営地拡大をめざす私的農場経営者の画策の中でその農地を売却あるいは賃貸にするケースがあいついだ。ヤキ地区全体でコロノ数は1950年の1464から1962年の809へと減少しているが、さらにその809名のうち公的金融機関から融資を受ける者は250名にすぎず、残余の者は土地を賃貸していたものと推定される⁽⁴⁰⁾。

小麦と綿花を中心としたこの時期のソノラ農業の繁栄は、50年代の終りになって公的資金の流入が減少したこと、および新たな土地の入手が困難になったことに伴い限界にたつし、相対的に停滞の時期に入った。こうした状況のもとで小麦の改良品種がソノラに大規模に導入されるのである。ヤキ地区の私的部門についていえば、小麦の1ヘクタール当たり生産高は高収量品種の導入によって、1958／59年から62／63年の5年間の平均2.9トンから63／64年～67／68年の平均4.0トンへ、さらにその後3年間の平均4.6トンへと上昇

した⁽⁴¹⁾。

一方それまで10年間913ペソに維持されてきた小麦の保証価格が、1965年には800ペソに切り下げられた。農場経営者たちは切下げに猛反対し、その抗議は具体的にはソノラ州における小麦の栽培面積の大幅減少となって表われた⁽⁴²⁾。このことが国内の小麦供給に対してもつ意味の大きさは次の数値に示される。すなわち1964年にはメキシコの小麦生産高の71%を同州が占めていたが、価格切下げ後の66年にはその割合は39%にまで下った。69年には再び50%に回復した⁽⁴³⁾。

1940年以後にこの地域で起こった、大農場経営者のもとへの土地の集中化現象、すなわちネオ・ラティフンディオ化の現象を正確に数字で表わすことはむずかしいが、以下若干の数値を参考に示せば、エルモシーヨ沿岸地区では灌漑農業が始まったばかりの1948年には400を越える数の私有地農場が存在し、その平均所有地面積は灌漑地100ヘクタールに満たないものであった。それが1956年には農場数260で、平均所有地面積は灌漑地267ヘクタールとなった。1971年には平均800ヘクタールの灌漑地を有する150の大農場のもとに土地が集中し、なかには2000ヘクタールもの土地を経営する農業企業体も存在する。ヤキ河灌漑地区においては、1958年に925の私的農場経営者(コロノを含まない)が存在したが、そのうち210名が平均340ヘクタール以上の灌漑地を所有していた⁽⁴⁴⁾。しかし以上の数値には大農場経営者がエヒダタリオやコロノから賃借りしている土地は含まれていない。これを入れれば、ネオ・ラティフンディオのもとへの土地の集中はいっそうはなはだしいものとなろう。さらにまた1人の農場経営者が複数の農場を同時に経営している場合もあることを考慮に入れなければならない。しばしば同一の人物がエルモシーヨ地区、ヤキ河地区、さらに南隣のシナロア州北部のフエルテFuerte河灌漑地区で同時に大農場を所有している場合がある。

ソノラの大灌漑地の私的農場経営者は、多額の公共投資によって灌漑を施された肥沃な土地をコントロールし、同時に世界の最先端をゆく農業技術改善の受益者であるという点で、過去40年間において国内の農業経営者の中で

も最も恵まれた条件のもとにあったといえよう。

2. ヤキ河灌漑地区における集団エヒードの形成

ヤキ河灌漑地区において農地改革が実施されたのは1937年10月である。1万7000ヘクタールの灌漑地および3万6000ヘクタールの未墾地が地主から収用され、エヒードが形成された。受益者は2160名の旧ペオンpeón(農場の労働者)⁽⁴⁵⁾である(第10表【略】)。新設エヒードはすべて、前年に形成されたラグーナLaguna地区のエヒードと同様、共同で耕作することを義務づけられた「集団エヒード」として出発した。エヒードに当初与えられた土地には、灌漑地の他、それにはほぼ倍する面積の荒蕪地があったが、その後エヒダタリオ自身の労力によって荒蕪地がつぎつぎと開拓され、灌漑地化された。1938年から44年の間にエヒード部門に属する可耕地(灌漑地) 総面積は48%増加した⁽⁴⁶⁾。

カルデナス政権下で「集団エヒード」という制度が新たに設けられた背景には、つぎのような事情があった。当農地改革に反対する側の主張として、ラグーナ地区やヤキ地区のような豊かな商業的農業地域で大農場を分割して群小の経営体をつくれば既存の大規模経営の利点は失なわれて生産性は激減するであろう、というものが強かった。政府としてはそれに対抗するためにも、農地改革で大農場を収用した後に共同経営の組織を導入することによって規模の経済を維持する必要があった。この線にそってつくられた「集団エヒード」は、当時比喩的に「アセンダードのいないアシエンダ」といわれた。しかし理論上はともかく、現実の「集団エヒード」は当初から多くの困難に遭遇した。

まず第1に、一つの大農場をそっくり収用してそのまま「集団エヒード」に移行したならば、経営体としての統一性を失なわず、規模の経済を維持することができたであろうが、現実にはかならずしもそうはいかなかった。というのは農地改革後の土地所有形態としてはエヒードとならんと私的の土地所有も正当性を認められており、土地を収用される大農場の地主は灌漑地100ヘ

クタールまでは引き続き保持できるものとされた。そしてその100ヘクタールの土地は地主が自分で選べるため、当然ながら生産諸施設を伴う最良の土地が旧来の所有者のもとに残された。新設エヒードの土地がいくつかの旧アシエンダの土地の寄せ集めから成ることもしばしばあった。しかもその土地は多くの場合生産に必要な設備を欠き、その整備のため当初多額の投資を必要としたから、初期においては収益の大部分がその返済で消える状態だった。

第2に、新たにエヒダタリオとなった者は、アシエンダのペオンとしてチームを組んで農作業に従事することには慣れていたが、自分たちで共同経営の農場を組織し運営するような経験はなく、またそれに必要な訓練も受けなかった。そこで「集団エヒード」の運営の指導、助言ならびに監督を一手に引受けたのが、政府機関である国立エヒード信用銀行であった。エヒード銀行は「集団エヒード」の運営に必要な資金を融資し、それと同時にエヒード銀行の担当係員が、栽培する作物の種類、農作業の時期にいたるまで、「集団エヒード」の生産過程のすべてに関与する。

「集団エヒード」にはかならず、エヒード銀行から融資を受けて生産活動を共同で行う協同組合、ソシエダーが存在する⁽⁴⁷⁾。ソシエダーの運営にあたる役員は、成員であるエヒダタリオの間から選挙で選ばれる。役員の中では執行委員長socio delegadoの役割が最も重要である。実際の農作業は労働監督jefe de trabajoのもとに組織される。労働監督は各自の労働の種類、実労働時間をカードに記載してエヒード銀行に提出し、執行委員会は一週の終りに銀行が作成した賃金支払い原簿に基づいて各成員に賃金を支払う。

しかしこの制度は、はじめから矛盾を内包していた。「集団エヒード」のエヒダタリオは、一つの農業企業体の共同経営者、管理者であると同時に、その企業体の賃金労働者であるという二重の立場に立っている。彼らは労働者として、自分たちの間から選んだソシエダーの役職者およびエヒード銀行の代表者の指示を受け、労働に従事する。アシエンダ時代の使用者と雇用者の間の関係とは異なり、ソシエダーの役職者が同じエヒダタリオの仲間を規律に従って労働に従事させるのはかなりの困難を伴った。労働者の中から、で

きるだけ少ない労力でより多くの報酬を得ようと画策する者が出てくるのも当然である。

また報酬の算定方式に関しても若干問題があった。現場の労働者の中でも、トラクター運転手とか機械操作者のような特定の技能や知識を有する者は、一般の農業労働者の5割増しの賃金を得た。それは彼らがその技能や知識を修得するのに要した時間および出費に対する代償である、というのが表向きの理由だが、それ以外にこれらの特殊技能を有する者が私有地農場の方へ流出するのを防ぐという意味もあった。

収穫期に収益を成員間で分配する際にはこのような職種による格差はつけず、各成員の年間労働日数に比例して分配した。しかしこの分配方法も、結果的にソシエダーの成員の中の一部の者を益することとなった。というのは、ソシオ・デレガード等の役職者は年間を通じて仕事があり、それに見合う報酬を得ているが、単純な農作業に従事する労働者は年間を通じて仕事があるとはかぎらず、したがって収益の分け前もその分だけ少なくなる。

初期のエヒードにおいては、小麦と米が主たる作物であった。第14表はヤキ地区のエヒードが操業を開始した1937／38年から1942／43年にかけての、小麦と米の二大作物について、栽培面積、生産高、単位面積当たりの生産高を、地区全体とエヒード部門とで比較したものである。40年代はじめは黒錆病の蔓延による小麦の生産減がひびいて農業は危機的な状況にあった。

最初の5年間はエヒダタリオの大多数(役職者や特殊技能者を除く)が受け取る報酬は、私的大農場で働く農業労働者ペオンと大差なかった。農地改革直後の労働力不足のため、私的大農場の労働者の賃金は上昇したのに対して、エヒダタリオが「集団エヒード」で共同労働に従事した際に受け取る賃金単価はペオンのそれよりも若干高かったにもかかわらず、初期のエヒードにおいては年間180日そこそくしか仕事がなかったためである。多くのエヒダタリオは収入を補うために年間に何日かは私的大農場で農業労働者として働くのが普通だった⁽⁴⁸⁾。「集団エヒード」内で労働力が過剰ぎみだったのは、小麦生産における機械化の進展が主たる原因である。

第14表 ヤキ河灌漑地区における小麦と米の生産（1937/38～1942/43年）

農業年	地区全体			エヒード部門 (集団エヒードのみ)		
	栽培面積 (ha)	生産高 (トン)	生産性 (kg/ha)	栽培面積 (ha)	生産高 (トン)	生産性 (kg/ha)
小麦						
1937/38	42,000	25,100	597	6,170	4,290	695
1938/39	36,200	40,100	1,107	8,117	10,592	1,304
1939/40	9,100	20,800	423	7,686	2,890	376
1940/41	34,300	23,300	679	8,188	5,325	650
1941/42	35,200	37,700	1,071	9,099	8,516	936
1942/43	19,620	20,470	1,043	4,010	3,989	995
平均			774			823
米						
1938/39	19,100	38,930	2,038	4,690	8,369	1,784
1939/40	31,500	41,950	1,332	6,270	13,112	2,091
1940/41	27,000	56,700	2,100	8,883	12,647	1,423
1941/42	75,000	48,400	1,383	10,149	17,833	1,756
1942/43	33,300	52,680	1,582	9,842	15,274	1,551
平均			1,636			1,688

(出所) Cynthia Hewitt de Alcántara, *La modernización de la agricultura mexicana: 1940-1970*, Siglo XXI, 1978, p. 169, Cuadro 23.

3. 集団エヒードの分解傾向

カルデナス以後の各政権の「集団エヒード」に対する態度は概して否定的なものであった。とくに1940～46年のカマチョCamacho, A. と1946～52年のアレマン両政権の対エヒード政策の基本は、「集団エヒード」を分断して個々のエヒダタリオを小農民化することにあった。その背景には、政治的には左翼勢力が「集団エヒード」という組織を通じてエヒダタリオ農民の間に浸透するのを防ぐこと、経済的には「集団エヒード」が生産単位として有効に機能し、大農場経営者や商人層の強力な競争相手に発展するのを阻止すること、という要請があった。

「集団エヒード」のような大規模な共同経営組織の基礎を固め、それを維持していくためには、適切な運営上の指導、成員間の相互信頼が必要なことはいうまでもないが、それに加えて政府の継続的な援助が不可欠である。1940年を境にこの後の方の条件がなくなると、「集団エヒード」はなしくずしに分解する運命を免れなかった。アレマン政権下の1948年に大統領令によって、農牧省および農地庁Departamento Agrarioの担当役人は一定の権限を賦与されて、「集団エヒード」からの離脱を欲するエヒダタリオを登録し、彼らにエヒードの分割地に対する権利を与えることができるようになった。ヤキ地区の大部分のエヒードで、個別経営化を欲する「分割派」のエヒダタリオと共同経営の維持を主張する「共同派」のエヒダタリオとの間で紛争が生じ、しばしば武力衝突にまで発展した。「分割派」は、アレマン大統領派によって握られた全国規模の農民組織CNCから資金および武器援助を受けて勝利をおさめた。こうした直接的な介入ばかりでなく、エヒード銀行からの融資の削減という手段によっても、アレマン政府は「共同派」を追いつめた。

「集団エヒード」の分解の歴史を、エヒード・ケチエウエカQuechuecaの場合についてみれば以下のとおりである。1937年のエヒード設立と同時にソシエダーがつくられ、183名のエヒダタリオ全員がソシエダーに加入して共同経営を行ったが、1948年にソシエダーは二つに分裂し、一方は103名で共同経営を維持し、他方は80名で個別経営に変った。後者の場合ソシエダーは、エヒード銀行から融資を受けるためにのみ存在した。51年には、この二つのソシエダーをもとにエヒード自身も二つに分裂し、共同経営の方はエヒード・ケチエウエカ、個別経営の方はエヒード・エル・アギラEl Aguilaをそれぞれ名乗った。54年にはケチエウエカ内部がさらに二つのソシエダーに分裂し、43名がソシエダー・ケチエウエカ・コレクティーバSociedad Quechueca Colectivaのもとで共同経営を行い（後に3名が離脱）、60名がソシエダー・ケチエウエカ・ヌメロ・ウノSociedad Quechueca Número 1をつくって個別経営を行った。

ソシエダー・ケチエウエカ・コレクティーバは周囲のソシエダーがすべて

個別経営に転じた後も最後まで共同経営を守ったヤキ地区で唯一の「集団エヒード」であったが、このソシエダーも1974年についに個別経営に転換した⁽⁴⁹⁾。

共同経営を放棄したエヒード（ソシエダー）では、エヒードの土地を分割し、各エヒダタリオはその分割地に対する権利を得たが、他の資産の分割、機械設備の処置などに関しては問題が残った。かつて共同で使用していた機械を業者や私的農場経営者に売却したり、あるいはメンバーの間で抽選によって分けたりした。トラクターのような大型機械は大規模経営の「集団エヒード」のもとでこそ有効に機能するが、個々のエヒダタリオの分割地では経済的に採算がとれず、しかもエヒダタリオは多くの場合機械を修繕したり補充したりするための資金を欠いていたから、結局はその機械を売却し、あるいは野ざらしにして錆びるにまかせることになった。ごく少数のエヒダタリオは、他のエヒダタリオの土地を賃借りして経営面積を拡大し、効率的に農業機械を使用して有効な生産を行った。しかし大多数のエヒダタリオはその分割地を有効に利用しえず、その土地を私的農場経営者もしくは一部のエヒダタリオに賃貸しする道を選んだ。

ところでこのような「集団エヒード」の分解傾向の中で最後まで共同経営を守ってきたのがソシエダー・ケチェウエカ・コレクティーバであるが、その内部の運営に関してまったく問題がなかったわけではない。50年代においては成員の大部分（老齢者や寡婦を除く）は自分たちの土地で共同農作業に従事し、労働者としての賃金を受けとっていた。「集団エヒード」においては成員自身の労働力提供ということが重要な要件と考えられていたのである。年度の終りには、各自の年間労働日数に従って収益を分配した。しかし成員の中には、経済的に余裕ができると自分自身は労働に従事せず、人を雇って共同労働に参加させ日給を支払う者が現われた。また仲間より収入を増やそうと欲する積極派は、労働監督にとり入って、収益の分配に際して有利に計算されるような種類の労働（たとえば小麦の栽培）が自分に割当てられるよう画策した。それによって年度末には、彼と同じ日数働いた同僚よりも多く

の収益の分配にあずかることができた。

このような矛盾がはなはだしくなったため、1960年に従来の収益の分配方法を全面的に改め、共同労働への参加不参加に関係なく全員に平等に分配するようにした。それ以後、当ソシエダーにおいては現場の農作業はソシエダーのメンバーすなわちエヒダタリオに代って、主として賃金労働者によって担われるようになった。これによって、共同経営は引き続き維持されたが、カルデナスが「集団エヒード」を導入した際の基本構想の一つであった全員の共同労働への参加という原則はくずれた。

共同経営を維持することによって当ソシエダーは大規模経営の利益を享受し、つねにエヒード部門の平均を上回る生産をあげたが、私的部門の平均には及ばなかった⁽⁵⁰⁾。その原因はおそらく「集団エヒード」(共同経営のソシエダー)の運営方法そのものに求められよう。当ソシエダーでは半月に1回総会を開き、作業の進捗状況を報告し、つきの半月に行うべき作業の検討をすることになっていたが、新しい技術の導入など従来の方法の変更を伴うような決定をする際には総会で徹底討議しなければならなかつた。そのため新技術の採用が遅れたり、あるいは多数の賛同が得られず、技術革新が見送られるという事態も生じた。

4. 「緑の革命」とエヒード【略】

おわりに

われわれはメキシコの最先進農業地域であるソノラ州の大灌漑地を例に、近年の「経済発展主義」的農業政策にそって近代的、資本主義的農業が発展するに伴い、その担い手としてネオ・ラティンディオが進展する一方で、農地改革によって導入されたメキシコ独特の土地制度であり農業生産組織であるエヒードは変質し、事実上形骸化していることをみてきた。一部のエヒー

ドは有効な生産組織として機能しているが、それはもはや例外に過ぎない。エヒードをめぐる諸矛盾、問題はさまざまな要因があるが、究極的にはエヒードという共同体的な土地制度、あるいは「集団エヒード」にみられる集產主義的な生産組織と、それを取り巻く資本主義経済体制との間の矛盾に帰せられよう。とくに1940年以後の「経済発展主義」的農業政策のもとで私的大農場が優先され、エヒードはとり残されるというかたちでその矛盾はいっそう深化した。

最近では土地制度としてのエヒードの基本体制はそのままにして、エヒードに生産組織としての活力を与え資本主義的農業企業体として再生しようとする試みもみられる。しかしある程度の問題はたんにエヒードが農業生産組織として有効に機能していないという点にだけあるのではない。エヒードは、それが導入された農地改革の初期においてのみでなく現在もなお、土地をもたない農民に生活の最低手段を保証するという社会政策的機能を期待されており、それが十分に果たされていないという点に問題がある。エヒードの土地に対する権利を与えられた農民でもその土地だけでは暮しをたてていくことができず、他に就業機会を求めるなければならない。これはとくに後進農業地域に顕著にみられる。

それに加えてエヒードの土地さえも与えられない土地なし農民が大量に出現し事態はいっそう深刻化している。すでに60年代から70年代にかけてこうした土地なし農民が土地の再分配、エヒードの新設を求めて陳情を行ったり、あるいは私有地農場の土地占拠といった実力行使に訴えるという事態が多発した。75年と76年にはこうした下からの農民の実力行動に抗しきれなくなつたときのエチエベリーア Echeverría, L.政権は、北西部のソノラ、シナロア両州において部分的に農地改革を実行した⁽⁵⁸⁾。しかしこれとても土地を求める農民の要求を全面的に満足させるにはほど遠く、農村における土地問題、雇用問題は依然深刻である。

今日メキシコ農業のかかえる問題の解決は、ひとりエヒードという制度の有効性いかんにかかわるものではなく、生産の増大という要請と、貧困な農

民大衆の生活の維持という要請の二つをいかにして同時に満足させるかにかかっている。

[注] —————

- (1) ラティフィンディオはよくいわれるよう、半封建的（地主と農民との間で前近代的な隸従関係があるという意味で）な大土地所有アシエンダhaciendaと、資本主義的な企業の大農場すなわちプランテーションの二つのタイプに分かれる。もちろん両者の中間に位置するもの、前者から後者への移行段階にあるものも存在する。一般にアシエンダの名で呼ばれているものでも実質的には後者に近いものも多い。
- (2) 文字どおり零細な私有地を所有する零細土地所有者の他、アシエンダに土地を蚕食された村落共同体の住民、土地なし農民、アシエンダ内部の隸農ペオンpeón等が含まれる。
- (3) 現行の農地改革法Ley Federal de Reforma Agraria, 1971年によれば、私有できる灌漑地面積の上限は一般に100ヘクタールであるが、綿花の栽培地に関しては150ヘクタールまで、砂糖キビ、コーヒー、ヘネケン等特定の商品作物を栽培する土地については300ヘクタールまで私有できるものとされ、農地改革、土地再分配の対象から除外されている。実際にはそれらの上限をはるかに越える灌漑地を有する農場が存在する。
- (4) Reyes Osorio y otros, *Estructura agraria y desarrollo agrícola en México*, México, Fondo de Cultura Económica, 1974. なお同書の紹介は、石井章「メキシコの農業構造と農業発展」(資料), 『アジア経済』第17巻第9号, 1976年9月。
- (5) ここでいう極貧農、零細農は、いかに零細な規模にせよ農地(私有地、エヒードの土地を含む)の経営主である者をさす。この他に土地をまったく持たない農業労働者が多数存在する。
- (6) 農地改革後のエヒードを、かつて存在した土地制度、社会組織への復帰とみるのは正しくない。たしかにエヒードとスペイン征服前のカルブリ共同体との間には類似性もみられるが、両者の連関は観念的なものであって実体的なものではない。農地改革によってつくられたエヒードは、土地制度としても社会組織としてもまったく新しいものである。メキシコ農地改革にみられる回帰志向は、土地を奪われた村落共同体への土地の「返還」restituciónということに具体化されている。
- (7) 60年の農業センサスによると、共有地を有する農業コミュニダーの総数は

1915、総面積は873万5000ヘクタールで、同じ年にエヒード数は1万8699、エヒードに属する土地の総面積は4449万7000ヘクタールであった。なお70年のセンサスではエヒードと農業コムニダーは一括して扱われている。

- (8) 石井章「メキシコの農業問題と農業政策」、『農業構造問題研究』No.115、1978年4～6月、42～47ページ。
- (34) Cynthia Hewitt de Alcántara, *La modernización de la agricultura mexicana: 1940—1970* (translated from English by Félix Blanco), México, Siglo XXI, 1978, p. 121.
- (35) *Ibid.*, p. 124.
- (36) Reyes Osorio y otros, *Estructura agraria y desarrollo agrícola en México*, p. 133.
- (37) 石井章「メキシコの農業問題と農業政策」、48ページ第9表。
- (38) ヤキ河灌漑地区における小麦の栽培地面積は、1947／50年から1953／56年の間に約4倍に増大した。Hewitt de Alcántara, *op. cit.*, p. 137.
- (39) ヤキ河灌漑地区における小麦の1ヘクタール当たり生産高（私有地部門のみ）は、1950／51年の1.6トンから1951～55年の平均2.3トンへ、さらに次の5年間の平均2.9トンへと増大している。Hewitt de Alcántara, *op. cit.*, p. 140.
- (40) Ramón Fernández y Fernández, "Los ejidos del Valle del Yaqui," *Notas sobre la reforma agraria mexicana*, Chapingo, Escuela Nacional de Agricultura, Centro de Economía Agrícola, 1965, p. 30.
- (41) Hewitt de Alcántara, *op. cit.*, pp. 147, 192, Figura 1.
- (42) ソノラ州の小麦の栽培地面積は64／65年の33万7778ヘクタールから65／66年には21万4700ヘクタールへと一挙に36%減少した。*Ibid.*, p. 148.
- (43) *Ibid.*
- (44) J.S. Silos y D.K. Freebairn, *Economía agrícola del Noroeste, la agricultura en el sistema de pequeña propiedad*, México, Secretaría de Agricultura y Ganadería, Instituto Nacional de Investigaciones Agrícolas, 1964, p. 4.
- (45) ペオンといつてもこの場合は、伝統的なアシエンダの隸農とは異なり、一般的に農場の賃労働者をさす。
- (46) Hewitt de Alcántara, *op. cit.*, p. 167.
- (47) ソシエダーの組織、運営について、詳しくは、石井章「メキシコの集団ソシエダー」（小倉武一編著『日本と世界の農業共同経営』御茶の水書房、1975年）。
- (48) ヤキ地区の「集団エヒード」では、1940年にエヒダタリオの90%の者がエヒー

ド外で就業していた。しかし1950年はその割合は6%に激減している。
Salomon Eckstein, *El ejido colectivo en México*, México, Fondo de Cultura Económica, 1966, p. 332, Cuadro 35.

- (49) 石井章「メキシコ、エチエベリーア政権下の農地改革」,『アジア経済』第21卷第1号, 1980年1月, 81ページ。
- (50) Hewitt de Alcántara, *op. cit.*, p. 192, Figura 1.
- (58) 石井章「メキシコ、エチエベリーア政権下の農地改革」。

(石井章／執筆時：アジア経済研究所海外調査員、現：総合研究部主任調査研究員)